

京都市訓令甲第 6 号

区 役 所

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成31年1月15日

京都市長 門 川 大 作

別表保険年金課長の項第1号中「並びに過誤納金の還付及びこれに伴う支出決定（北区役所，右京区役所及び伏見区役所深草支所の所管に属するものを除く。）」を削り，同項第2号中「高額療養費」の右に「(区長に権限が委任されたものに限る。）」を加え，同項第5号中「並びに過誤納金の還付及びこれに伴う支出決定（北区役所，右京区役所及び伏見区役所深草支所の所管に属するものを除く。）」を削る。

別表保険年金課担当課長（京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則第1条第19項の規定により保健福祉局生活福祉部保険年金課長により兼職されたものとみなされるものに限る。）の項を削る。

別表京北出張所次長の項第36号中「並びに過誤納金の還付及びこれに伴う支出決定」を削り，同項第37号中「高額療養費」の右に「(区長に権限が委任されたものに限る。）」を加え，同項第40号中「並びに過誤納金の還付及びこれに伴う支出決定」を削る。

附 則

この訓令中別表保険年金課長の項第1号及び第5号の改正規定，同表保険年金課担当課長（京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則第1条第19項の規定により保健福祉局生活福祉部保険年金課長により兼職されたものとみなされるものに限る。）の項を削る改正規定並びに同表京北出張所次長の項第36号及び第40号の改正規定は公布の日から，その他の改正規定は平成31年3月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)